

- ☆ この子に事業を引き継ぎさせたい！
- ☆ 一時は他人に会社を任せて、その後子供に継がせたい！

ご存知ですか？

個人信託、事業信託で、無事に  
事業継続と相続できますよ！

税理士・信託コンサルタント  
堀 政美

# 自己(個人)信託ご存知ですか？

## ○ 例えばこんなことが(例1)

☆ 親が賃貸している保有の土地を子供**C**のために、自分が委託者兼受託者となり**C**を受益者とします。そうすると

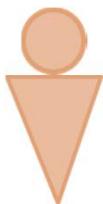
- i 他の相続人に関係なく、賃料は**C**の収入になります。
- ii 親がその後借財が発生しても、すでに信託されているので債権者から守れます。

(親)



(委託者) (受託者) —— (資産は信託財産登記)  
(受益者) (死後は子**C**を受託者、受益者に指定)

(子)



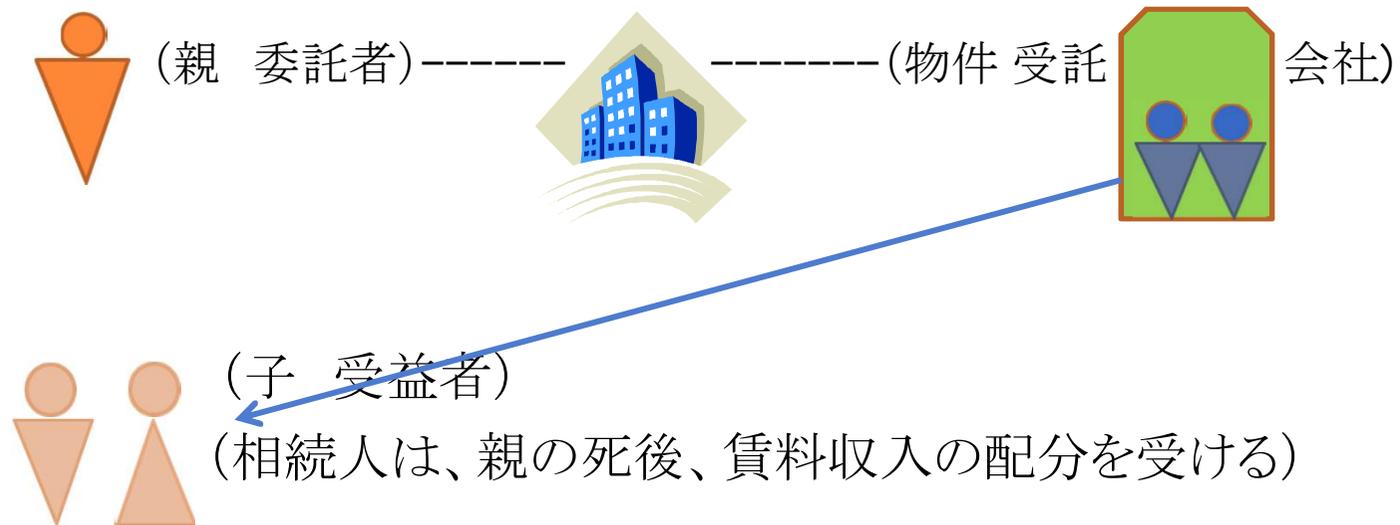
(受益者) 親の死後————— (受託の引継)  
————— (信託解除で子の資産に)  
(他の相続人には、他の財産を相続)



## 個人信託の例2

### ○ 賃貸物件所有オーナーの例

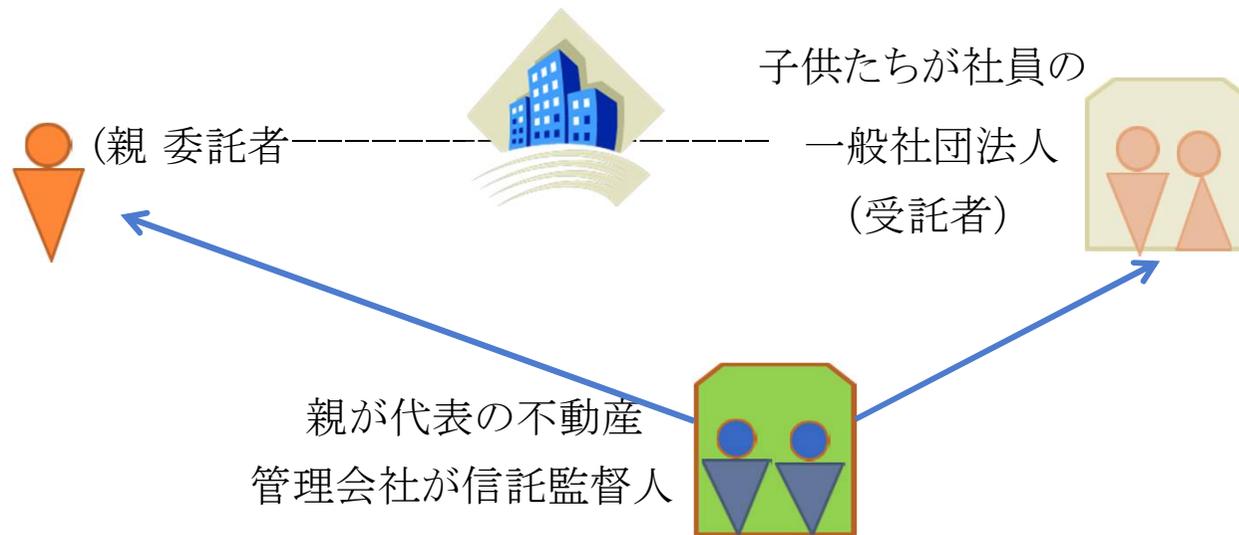
Aさんは、複数の不動産を所有している。子供達は、独立して会社勤めをしているので、専属的に不動産管理をする者がいなくて、死後、相続争いも心配。そこで、信頼できる不動産管理会社を受託者とし、子供たちを受益者とする信託を行った。



# 個人信託の例3

## ○ 賃貸物件所有オーナーの例2

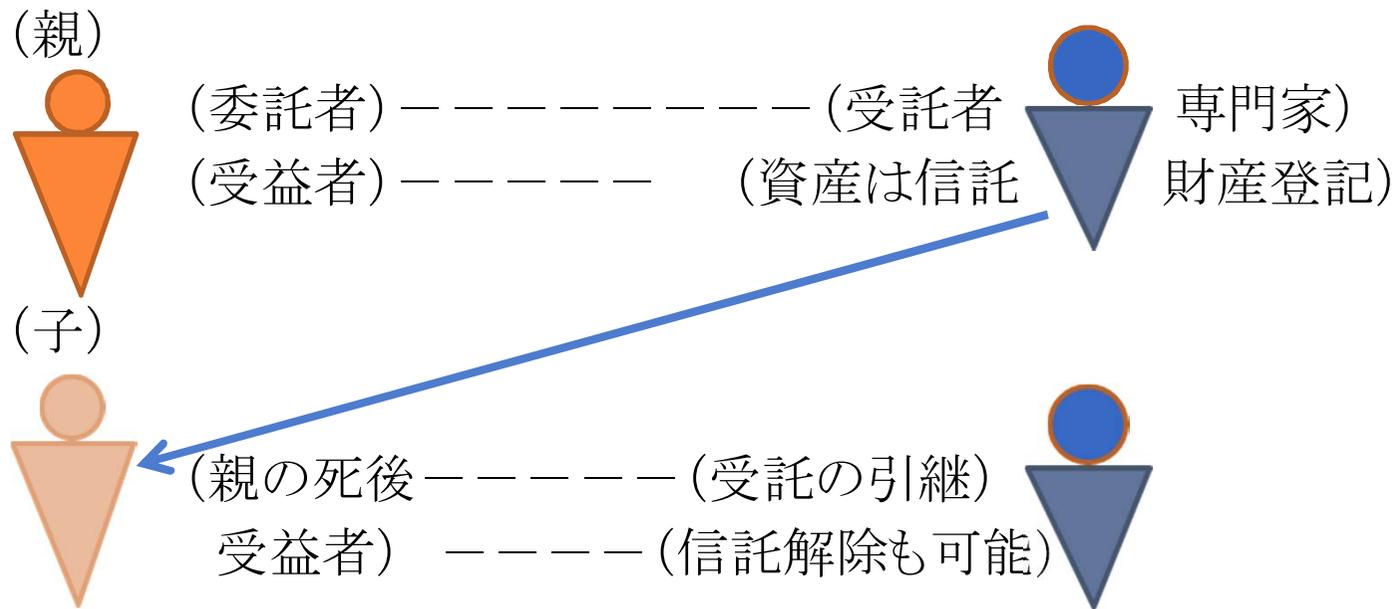
Aさんは、地元の名士で不動産も多く所有している。不動産管理会社も所有しており数名の社員が実務をこなしている。子供達は、独立しており誰も後継者としての意識はない。死後のことを考えて、資産をすべて自分の会社に移し、子供たちには、株式相続だけになるようにも考えたが、譲渡所得税、不動産取得税など多額の税負担があるので躊躇していた。しかし、子供達を社員とする一般社団法人を設立して、この法人に民事信託することで悩みは解決した。また、信託の



# 個人信託の例4

## ○ 老舗旅館の例

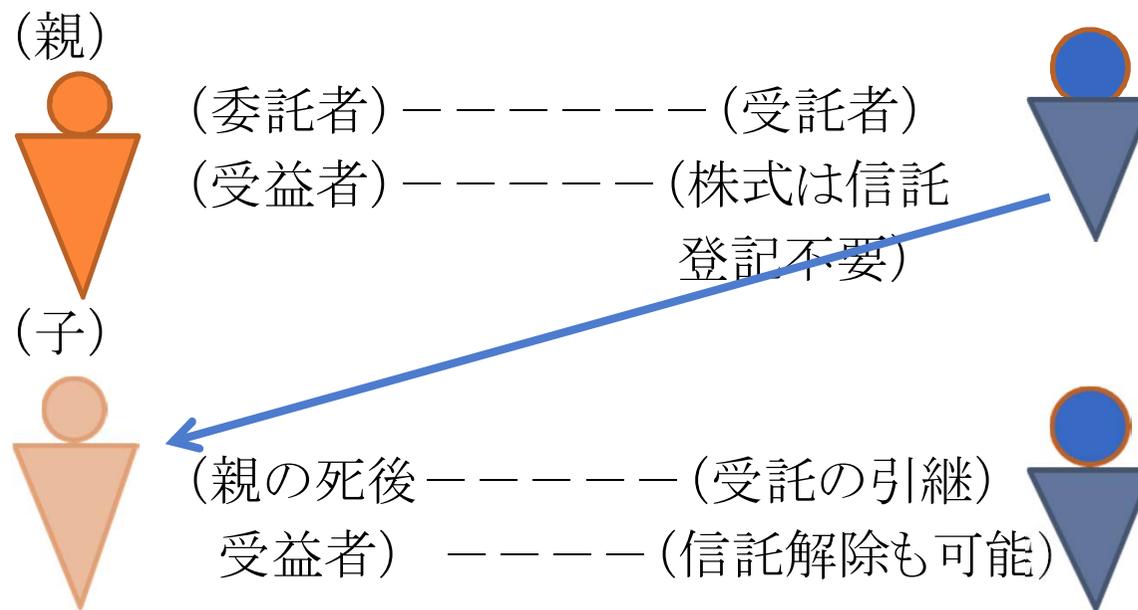
A旅館(個人立)は、債務も多く経営の立て直しが必要だが、後継者として次男のDがいるのでこれに継がせたい。遺言で長男、長女には遺留分に見合う程度を相続させる。



# 事業信託の概要

## ○ 例1

Rホテル(法人立)は、債務も多く経営の立て直しが必要だが、後継者として、会社の全株を長男のAがいるのでこれに継がせたい。遺言で次男、長女には遺留分に見合う程度を相続させる。



## 信託までの主な流れ

- 1 予備相談(無料)  
↓ 事情をお聞きし、想定できる信託案を数案提示します。
- 2 本格相談(有料)  
↓ より詳細な事情を把握して、具体的な信託案を提示します。
- 3 企画・立案(信託行為開始までの費用提示)  
↓ 詳細な信託案を提示し、諸費用見積もりを提示します。
- 4 関係者への説明  
↓ 関係者にお集まりいただき信託計画を説明します。
- 5 信託契約書の作成(公正証書を含む)  
↓ 信託契約書を初め法手続きに必要な書類を作成します。
- 6 信託登記等の法定手続き  
↓ 不動産の信託登記を初め、預金株券等の信託を行います。
- 7 信託行為の開始  
↓ 関係者の皆様に安心して信託行為を開始します。
- 8 信託行為の管理・監督の継続  
弁護士等の専門家が信託監督人や管理人として管理できます。



安心のサポートを約束します。

- 信託組成までのサポートは、(株)経営システムアカデミーの専門家スタッフが総て行います。
- 実務経験**20**年以上の弁護士・司法書士・行政書士・税理士・公認会計士がお手伝いします。

- 問合せ先

民事信託サポートセンター



<http://www.mac-web.co.jp/contact/index.html>

上記の問合せにコンタクトしてください。



企業経営の資金調達・会計・税務をサポートするMACグループ

